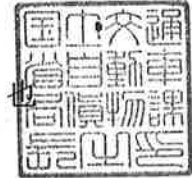




国自貨第86号の2  
平成27年3月11日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三 殿

国土交通省自動車局貨物課長  
萩川 直



### 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について

貨物自動車運送事業法第39条第1号に基づき適正化事業指導員が行った巡回指導結果につきましては、同法第60条第2項に基づき、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）から、運輸支局（運輸監理部を含む。）及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）に対し報告をされているところでありますが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めることとしたところでありますので了知下さい。

また、この通達に基づく報告等に係る制度（以下「新制度」という。）が的確に運用されるよう、貴機関から地方実施機関への通知、適正化事業指導員の育成等所要の措置の実施、事業者に対する周知徹底を図られたく、よろしくお願いいたします。

なお、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」（平成25年3月29日付け国自貨第128号の2）は、本日限り、廃止いたします。

#### 記

#### 1 報告等対象営業所

##### (1) 悪質性の高い行為の見られた営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、別添様式により、速やかに運輸支局等に報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「速報事案」という。）。

ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

- (ア) 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所
- (イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所
- イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所（法令により選任が不要である営業所を除く。）。
  - (ア) 運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所
  - (イ) 整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所なお、運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、法令に基づく選任届出の処理が行われていない場合にあつては、速報事案に該当することとするので留意されたい。
- ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。
  - (ア) 定期点検（いわゆる「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。以下同じ。）に係る点検整備記録簿（営業所に保存されている点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所
  - (イ) 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 巡回指導結果が「大変悪い」と評価されたなどの営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「定期報告事案」という。）。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

- (ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- (イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱する

ような悪質な事業計画違反が疑われる営業所  
エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

**(3) その他悪質性の高い法令違反が疑われるなどの営業所**

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等において会議を定期的に行うので、個別の事案として具体的に相談願いたい（以下、当該営業所に係る相談事案を「相談事案」という。）。

なお、ア又はイについて、違法性の疑いが高いと認められるものについては、速やかに相談願いたい。

ア 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

**2 報告等の時期**

**(1) 速報事案**

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と協議して決定した期間内に速報する。

**(2) 定期報告事案及び相談事案**

1ヶ月を目処に運輸支局等と協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告又は相談する。

**3 留意事項**

**(1) 定例会議の運用**

記1(3)の相談事案を協議するなどの場として、運輸支局等において地方実施機関との定例会議を最低月1回を目処に開催するので、この場を活用して、新制度についての的確な運営が図られるよう努められたい。

**(2) 事業者に対する周知**

新制度について、トラック協会会員の事業者のみならず、事業者全体に対する周知を行い、事業者の遵法意識の向上を図られたい。

なお、新制度の周知に資するため、運輸支局長等が発出する協力依頼文書（「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」のこと。）について、所

要の改正をするので留意されたい。

(3) **改善指導の徹底**

新制度導入後においても、評価が低調な営業所に対しては、一義的には、適正化事業指導員による指導を通じて、事業者の改善を図る必要性が高いものであることに留意願いたい。

(4) **適正化事業指導員の育成及び巡回指導の指針の改正**

巡回指導の指針について所要の改正を行った上で、新制度の内容や実務上の手続等について、各種研修や説明会等を通じて、適正化事業指導員の育成に努められたい。

(5) **報告等事案の管理の徹底**

新制度により報告等された事案については、運輸支局等より定期的に処理結果等を回答することとしているので、報告等及び処理結果に係る件数、内容等のデータについて、運輸支局等と地方実施機関の間で齟齬がないよう、連携を密にし適切に情報管理を行われたい。

4 **新制度の適用**

(1) **速報事案**

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員により巡回指導を行われた営業所を対象とする。

(2) **定期報告事案及び相談事案**

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの記載する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

なお、1(2)ウの規定は平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の営業所を対象とする。

【別紙】  
速報制度改正（H27.3）補足

「許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反」とは、  
事業計画違反のうち、営業所と車庫に関して、事業計画と明らかに相違しており、かつ速やかに改善不可能な場合を対象とする。

具体的には、以下の例を参考とされたい。  
なお、該当性の判断に迷う場合は、運輸支局等に相談すること。

また、「許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反」については、  
速やかに報告すべきものであると考えられるため、速報事案に準じて報告を行うこととする。

（速報通達 1（2）なお書き）

【該当する例】

- ・営業所が事業計画の位置に存在せず、最小行政区域外の別の場所に設置していた場合
- ・車庫が事業計画の位置に存在せず、別の場所にも確認できない場合
- ・車庫が営業所に併設されていない場合で、告示に定める距離を超えている場合

【該当しない例】

- ・最小行政区域内の営業所の位置変更があった場合等、事後届出で対応可能な場合

## 「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">           国自安第161号            国自貨第128号            国自整第216号            平成25年 3月29日  <u>一部改正 平成27年 3月11日</u> </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">           自動車局安全政策課長            自動車局貨物課長            自動車局整備課長         </p> <p>地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について</p>	<p style="text-align: center;">           国自安第161号            国自貨第128号            国自整第216号            平成25年 3月29日         </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">           自動車局安全政策課長            自動車局貨物課長            自動車局整備課長         </p> <p>地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 新制度の概要</p> <p>1 報告等対象営業所</p> <p>新制度において、地方実施機関から運輸支局等（運輸支局及び沖縄総合事務局のこと。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所については、別添1のとおりである。貴職に対しては、別添1とあわせ、その詳細を以下のとおり補足して連絡するので了知されたい。</p> <p>(1) 速報事案</p> <p>以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、速やかに報告が行われる。</p> <p>ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 新制度の概要</p> <p>1 報告等対象営業所</p> <p>新制度において、地方実施機関から運輸支局等（運輸支局及び沖縄総合事務局のこと。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所については、別添1のとおりである。貴職に対しては、別添1とあわせ、その詳細を以下のとおり補足して連絡するので了知されたい。</p> <p>(1) 速報事案</p> <p>以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、速やかに報告が行われる。</p> <p>ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所</p>

以下のいずれかに該当する営業所。

(7) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(4) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任が必要な営業所に限る。）

(4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所（同規則第31条の3の規定により整備管理者の選任が必要な営業所に限る。）

なお、(7)においては、運行管理者資格者証を有している者が存在しているも、また、(4)においては、整備管理者の資格を有している者が存在しているも、それぞれの法令に基づく選任届出の手續が行われていない場合にあっては、速報事案に該当するので留意されたい。

ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。なお、「定期点検」には、いわゆる「3月点検」のみならず、「12月点検」も含まれることに留意すること。

(7) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2. に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(4) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

## (2) 定期報告事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

(7) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わない

以下のいずれかに該当する営業所。

(7) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(4) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任が必要な営業所に限る。）

(4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所（同規則第31条の3の規定により整備管理者の選任が必要な営業所に限る。）

なお、(7)においては、運行管理者資格者証を有している者が存在しているも、また、(4)においては、整備管理者の資格を有している者が存在しているも、それぞれの法令に基づく選任届出の手續が行われていない場合にあっては、速報事案に該当するので留意されたい。

ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。なお、「定期点検」には、いわゆる「3月点検」のみならず、「12月点検」も含まれることに留意すること。

(7) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2. に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(4) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

## (2) 定期報告事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

(7) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わない



もの

(イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所

エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

### (3) 相談事案

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的に開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。

ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

## 2 報告等の時期

地方実施機関から運輸支局等に対する報告等が行われる時期は、以下の点を勘案して、それぞれ定めるものとする。

### (1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間内に速報する。

### (2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものを取りまとめて報告又は相談する。

このため、相談事案を協議するなどの場として運輸支局等に設置される定例会議の開催頻度については、少なくとも月1回の開催を目処とし、具体的な開催時期は運輸支局等及び地方実施機関において協議されたい。

## 第2 新制度に係る留意事項

### 1 事業者に対する周知

速報事案については、対象事業者の改善措置を待つことなく運輸支局等へ報告す

もの

(イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

### (3) 相談事案

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的に開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。

ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

## 2 報告等の時期

地方実施機関から運輸支局等に対する報告等が行われる時期は、以下の点を勘案して、それぞれ定めるものとする。

### (1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間内に速報する。

### (2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものを取りまとめて報告又は相談する。

このため、相談事案を協議するなどの場として運輸支局等に設置される定例会議の開催頻度については、少なくとも月1回の開催を目処とし、具体的な開催時期は運輸支局等及び地方実施機関において協議されたい。

## 第2 新制度に係る留意事項

### 1 事業者に対する周知

速報事案については、対象事業者の改善措置を待つことなく運輸支局等へ報告す



ることとなっていることから、新制度の導入に当たり、巡回指導業務に支障が生じないように、事業者における新制度への十分な理解を得ることが重要である。

地方運輸局及び運輸支局においては、都道府県トラック協会及び地方実施機関と連携しつつ、独自の工夫を凝らし、指導講習等各種の機会やマスメディア等を通じ、管下事業者全体に対し新制度の周知を図られたい。

なお、当該周知に資するため、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」については、別添2のとおり改正することとするので留意されたい。

## 2 受理情報の処理結果の連絡の実施

地方実施機関から報告等のあった情報については、受理後の処理結果について、定例会議等を通じて、地方実施機関に対し連絡されたい。

## 3 データ分析の徹底

新制度については、区分ごとの報告等件数並びに監査件数、処分件数、地方実施機関への受理情報の処理結果の連絡件数等についてのデータ収集及び分析を行い、効果検証を行うこととしているので留意されたい。

なお、詳細なデータ収集・分析手法等については、追って通知する。

## 第3 新制度の適用

### 1 速報事案

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員により巡回指導を行われた営業所を対象とする。

### 2 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの規定する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

附則（平成27年3月11日 自安第240号、国自貨第86号、国自整第338号 一部改正）

第1 1 (2) ウの規定は、平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の営業所について適用するものとする。

別添（略）

ることとなっていることから、新制度の導入に当たり、巡回指導業務に支障が生じないように、事業者における新制度への十分な理解を得ることが重要である。

地方運輸局及び運輸支局においては、都道府県トラック協会及び地方実施機関と連携しつつ、独自の工夫を凝らし、指導講習等各種の機会やマスメディア等を通じ、管下事業者全体に対し新制度の周知を図られたい。

なお、当該周知に資するため、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」については、別添2のとおり改正することとするので留意されたい。

なお、この通達の改正は、追って通達する予定である。

## 2 受理情報の処理結果の連絡の実施

地方実施機関から報告等のあった情報については、受理後の処理結果について、定例会議等を通じて、地方実施機関に対し連絡されたい。

## 3 データ分析の徹底

新制度については、区分ごとの報告等件数並びに監査件数、処分件数、地方実施機関への受理情報の処理結果の連絡件数等についてのデータ収集及び分析を行い、効果検証を行うこととしているので留意されたい。

なお、詳細なデータ収集・分析手法等については、追って通知する。

## 第3 新制度の適用

### 1 速報事案

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員により巡回指導を行われた営業所を対象とする。

### 2 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの規定する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

別添（略）